

知立市議会議長 様



**保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を
抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情**

重大な保育事故や保育士の一斉退職がたびたび報道されるように、いま保育施設における子どもの安全な保育環境や、健やかな育ちが脅かされています。それらを保障するためには、本来、多くの経験豊富な保育士が必要ですが、中堅・若手保育士の離職が後を絶たず、有資格者の6割が「潜在保育士」となり、現場に復帰できていない実態があります。働き続けられない背景には、国際的にも低水準のまま放置されている保育士配置基準による過酷な労働環境と、責任の重さに見合わない低い処遇があります。

国の保育士配置基準は、75年前に現在の基準となった4・5歳児をはじめ、何十年も変わっていません。子ども・子育て支援新制度施行時に「質の改善」として配置基準の改善が示され、3歳児についてはすでに「3歳児配置改善加算」が実施されていますが、1歳児と4・5歳児については「財源の確保がなされた場合に」実施することとされ、「政府においては、その確保に最大限努力すること」とされました。しかし、2015年の新制度施行からすでに8年以上が経過しましたが、未だに財源は確保されず、改善されていません。

3歳児15:1への改善については、現在「加算」によっておこなわれていますが、児童数で変動するうえ、支給額も不十分であり、継続的に正規職員を雇用することができません。公立施設分は地方財政措置がされていますが、実施率は極めて低く、愛知県内では3市に留まっています。不安定で不確実な「加算」ではなく、保育士配置基準そのものの改善がただちに必要です。

また、保育士の給与は、全産業平均と比べて依然低いままとなっています。国は、処遇改善加算により引き上げを図ってきましたが、厚生労働省の賃金構造基本統計調査によると、2021年時点での全産業平均と保育士の賃金格差は、役職者を除くと8.47万円もあります。2022年2月からの処遇改善策も、対象と規模が限定的であり、全体の賃金の底上げにはまだ十分ではありません。若年層が安心して生活できる賃金水準への引き上げと、経験年数に応じた昇給が保障できる財源が必要です。各自治体は単独補助など独自に努力をしていますが、その違いによって、より賃金の高い地域に保育士が流れている実態もあります。全国どの自治体でも同じ賃金が高水準で保障されることで、必要な保育士の確保と定着、ひいては保育の質にもつながります。公定価格の抜本的な引き上げが急務です。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 国の定める保育士配置基準を抜本的に改善すること。
2. 保育士給与を抜本的に改善するために、公定価格を引き上げること。

以 上

【意見書案⑤】

保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書（案）

重大な保育事故や保育士の一斉退職がたびたび報道されるように、いま保育施設における子どもの安全な保育環境や、健やかな育ちが脅かされている。それらを保障するためには、本来、多くの経験豊富な保育士が必要であるが、中堅・若手保育士の離職が後を絶たず、有資格者の6割が「潜在保育士」となり、現場に復帰できていない実態がある。働き続けられない背景には、国際的にも低水準のまま放置されている保育士配置基準による過酷な労働環境と、責任の重さに見合わない低い処遇がある。

国の保育士配置基準は、75年前に現在の基準となった4・5歳児をはじめ、何十年も変わっていない。子ども・子育て支援新制度施行時に「質の改善」として配置基準の改善が示され、3歳児についてはすでに「3歳児配置改善加算」が実施され、積み残されてきた1歳児と4・5歳児については3月末に政府から発表された「こども・子育て政策の強化について（試案）～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」において、「加算」により職員配置の改善をする方向が示された。

しかし、「加算」での対応は、入所児童数が加算の要件を下回れば加算を受けられないため、正規職員を思い切って雇用することができず、「加算」される単価自体も正規職員を増やすのに十分ではないという実態が、すでに「3歳児配置改善加算」で起きている。また、同加算の公立施設分は地方財政措置がされているが、一般財源化された保育所運営費のどこに措置されているのかが明らかでなく、「量」の拡大を優先せざるを得ない中で、市町村によって「質」の改善の進捗に差が生じている。不安定で不確実な「加算」ではなく、保育士配置基準そのものの改善がただちに必要である。あわせて、今回の試案で触れられていない0歳児、2歳児についても現場は逼迫しており、速やかな改善が求められる。

また、保育士の給与は、全産業平均と比べて依然低いままとなっている。国は、処遇改善加算により引き上げを図ってきたが、厚生労働省の賃金構造基本統計調査によると、2021年時点での全産業平均と保育士の賃金格差は、役職者を除くと8.47万円もある。2022年2月からの処遇改善策も、対象と規模が限定的であり、全体の賃金の底上げにはまだ十分ではない。若年層が安心して生活できる賃金水準への引き上げと、ライフステージに見合った昇給が保障できる財源が必要である。各自治体は単独補助など独自に努力をしているが、その違いによって、より賃金の高い地域に保育士が流れている実態もある。全国どの自治体でも同じ賃金が高水準で保障されることで、必要な保育士の確保と定着、ひいては保育の質にもつながる。今回の試案において「保育士等の更なる処遇改善を検討する」とされたが、具体案は示されていない。公定価格の抜本的な引き上げが急務である。

子ども・子育て支援法第2条第2項は「全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と謳っている。政府には、質の高い保育の実現と、保育のにない手の定着・確保を図る責任がある。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 国の定める保育士配置基準を抜本的に改善すること。
2. 保育士給与を抜本的に改善するために、公定価格を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2023年 月 日

内閣総理大臣 宛
こども家庭庁長官

〇〇〇議会
議長